



＼誰もが自分らしく暮らせるように／
「柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」
をはじめます！

■日時：令和5年3月15日(水)から

市では、「多様な生き方を認め合い 個性を生かせるまち柏」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始します。

この制度は、同性・異性問わず（同性カップル、事実婚など）パートナーシップやファミリーシップの関係にあることを市に届け出ることができるものです。

この届出によって、市はパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及びカードを交付します。これは法令上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありません。しかし、この届出が、大切なパートナーや家族と共に自分らしく暮らしていくための一つのきっかけとなることを、市として願っています。

1 届出場所

男女共同参画センター（柏市柏 1-7-1-301 DayOne タワー3階）

2 施行日

令和5年3月15日（水）

3 制度内容

柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度要領のとおり

[こちらのページで詳細をご紹介します【タップ\(クリック\)するとページが開きます】](#)

URL

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/partner-family-ship.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市企画部共生・交流推進センター

電話 04-7167-1127/FAX 04-7165-7323